

農林水産委員会会議記録

農林水産委員会委員長 千葉 盛

- 1 日時
令和6年12月23日（月曜日）
午後1時36分開会、午後2時7分散会
- 2 場所
第2委員会室
- 3 出席委員
千葉盛委員長、大久保隆規副委員長、佐々木順一委員、菅野ひろのり委員、
佐々木茂光委員、松本雄士委員、菅原亮太委員、高橋但馬委員、村上貢一委員、
高田一郎委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
佐々木担当書記、及川担当書記、安達併任書記、平嶋併任書記
- 6 説明のため出席した者
佐藤農林水産部長、工藤技監兼林務担当技監、村上副部長兼農林水産企画室長、
照井農政担当技監、今泉農村整備担当技監兼農村計画課総括課長、森山水産担当技監、
佐々木技術参事兼農業振興課総括課長、中村技術参事兼農産園芸課総括課長、
筒井技術参事兼水産振興課総括課長、大坊競馬改革推進室長、
坂田農林水産企画室企画課長、尾形農林水産企画室管理課長、
金野団体指導課総括課長、臼井流通課総括課長、菅原流通課流通企画・県産米課長、
和泉農業振興課担い手対策課長、鈴木農業普及技術課総括課長、
長谷川農業普及技術課農業革新支援課長、黒田農村計画課企画調査課長、
東梅農村建設課総括課長、吉田農産園芸課水田農業課長、村上畜産課総括課長、
高橋畜産課振興・衛生課長、高橋林業振興課総括課長、砂子田森林整備課総括課長、
小川森林整備課整備課長、田村森林保全課総括課長、野澤水産振興課漁業調整課長、
工藤漁港漁村課総括課長
- 7 一般傍聴者
なし
- 8 会議に付した事件
議案の審査
 - (1) 議案第1号 令和6年度岩手県一般会計補正予算（第9号）
第1条第2項第1表中

歳出 第6款 農林水産業費
第2条第2表中
第6款 農林水産業費
第3条第3表中
変更中 1及び2

- (2) 議案第2号 農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて
- (3) 議案第3号 農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し議決を求めることについて
- (4) 議案第4号 水産関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて
- (5) 議案第5号 水産関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し議決を求めることについて

9 議事の内容

○**千葉盛委員長** ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

成松併任書記は、所用のため欠席とのことでありますので、御了承願います。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

議案第1号令和6年度岩手県一般会計補正予算(第9号)、第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第6款農林水産業費、第2条第2表繰越明許費補正中、第6款農林水産業費、第3条第3表債務負担行為補正中、変更中1及び2、議案第2号農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて、議案第3号農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決を求めることについて、議案第4号水産関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて及び議案第5号水産関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決を求めることについて、以上5件の予算議案及び予算関連議案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**村上副部長兼農林水産企画室長** 最初に、議案第1号令和6年度岩手県一般会計補正予算(第9号)のうち、農林水産部関係の予算について御説明申し上げます。

今回の補正予算案は、物価高の影響を受ける農林水産業の支援に向けた国の経済対策等を踏まえ、飼料などの資材価格の高どまりとともに、主要魚種の不漁などにより厳しい経営状況の畜産業や水産業などへの影響を緩和するための対応のほか、近年の資材価格高騰の影響等を考慮した上で、必要な事業量を確保した公共事業等を実施しようとするものであります。

議案(その1)の7ページをお開き願います。第1表歳入歳出予算補正の歳出の表中、

6款農林水産業費の160億5,798万3,000円を増額しようとするものであります。

補正予算の内容につきましては、予算に関する説明書により御説明申し上げます。なお、金額の読み上げは省略させていただき、主な事業を中心に簡潔に御説明申し上げます。

それでは、予算に関する説明書の23ページをお開き願います。6款農林水産業費、1項農業費、4目農業振興費の説明欄の二つ目、経営体育成支援事業費補助は、燃油、肥料価格の高騰に対応し得る経営への転換に必要な機械の導入等に要する経費について補助しようとするものであり、その二つ下、肥料コスト低減技術活用環境整備事業費補助は、化学肥料の一部を畜産由来有機質肥料等に代替して栽培する場合に必要な機械の導入に要する経費について補助しようとするものであります。

次に、24ページをお開き願います。2項畜産業費、2目畜産振興費の説明欄の一つ目、配合飼料価格安定緊急対策費補助は、配合飼料購入費の価格上昇分に対して1トン当たり2,000円を上限に補助しようとするものであり、その下の和牛繁殖経営支援緊急対策費補助は、国の子牛販売の保証基準価格等と生産費の差額に対して1頭当たり3,000円を補助しようとするものであります。

次に、25ページをお開き願います。3項農地費、2目土地改良費の説明欄の四つ目、経営体育成基盤整備事業費は、圃場の大区画化や排水改良など生産基盤の整備や担い手への農地集積の一体的な実施に要する経費について補正しようとするものであり、その三つ下、農業水利施設省エネルギー化推進対策費補助は、農業水利施設の省エネルギー化に取り組む土地改良区に対し、農業水利施設の電気料金上昇分について補助しようとするものであります。

3目農地防災事業費の説明欄の一つ目、農村地域防災減災事業費は、地域の実情に即した施設の整備、保全等の総合的な実施に要する経費について補正しようとするものであります。

次に、27ページをお開き願います。4項林業費、2目林業振興指導費の説明欄の二つ目、林業国際競争力強化総合対策事業費は、キノコ生産者の次期生産に必要な資材に要する経費について補助しようとするものであり、また花粉の少ない苗木の生産拡大に向けて種子の増産に要する経費について補正しようとするものであります。

4目造林費の説明欄の一つ目、森林整備事業費補助は、伐採跡地への再造林等に要する経費について補助しようとするものであります。

5目林道費の説明欄の一つ目、林道整備事業費は、幹線となる林道の開設や改良に要する経費について補正しようとするものであります。

6目治山費の説明欄の一つ目、治山事業費は、土砂流出防止施設等の整備に要する経費について補正しようとするものであります。

次に、29ページをお開き願います。5項水産業費、2目水産業振興費の説明欄の二つ目、水産業種苗価格高騰緊急対策費補助は、ウニやナマコの放流用種苗の価格上昇分に対して補助しようとするものであります。

10 目漁港漁場整備費の説明欄の二つ目、水産物供給基盤機能保全事業費は、機能保全計画に基づく保全工事等の実施に要する経費について補正しようとするものであります。

次に、繰越明許費について御説明申し上げます。議案（その1）にお戻りいただきまして、10 ページをお開き願います。第2表繰越明許費補正の追加の表中、当部の所管は、6 款農林水産業費の地籍調査費負担金から12 ページの漁港漁場整備管理までの30 事業、155 億7,298 万3,000 円であり、翌年度に繰越しして執行しようとするものであります。

次に、債務負担行為について御説明申し上げます。15 ページをお開き願います。第3表債務負担行為補正の変更の表中、当部所管に係るものは、事項欄1の林道整備事業、2の治山事業の2件であります。いずれも令和6年度から翌年度にわたって施工される工事に係るものであり、それぞれ限度額を変更して債務を負担しようとするものであります。

次に、予算以外の議案について御説明申し上げます。21 ページをお開き願います。議案第2号農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについてであります。これは経営体育成基盤整備事業、農村地域防災減災事業及び中山間地域総合整備事業のそれぞれにつきまして、農業関係の建設事業に要する経費の額の変更に伴い、受益市町の負担金の額を変更しようとするものであります。

次に、24 ページをお開き願います。議案第3号農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し議決を求めることについてであります。これは農村地域防災減災事業につきまして、農業関係の建設事業に要する経費の一部を受益市に負担させようとするものであります。

次に、25 ページをお開き願います。議案第4号水産関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについてであります。これは水産生産基盤整備事業、水産物供給基盤機能保全事業及び漁港施設機能強化事業のそれぞれにつきまして、水産関係の建設事業に要する経費の額の変更に伴い、受益市町村の負担金の額を変更しようとするものであります。

次に、27 ページをお開き願います。議案第5号水産関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し議決を求めることについてであります。これは漁港施設機能強化事業につきまして、水産関係の建設事業に要する経費の一部を受益市に負担させようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○千葉盛委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○高田一郎委員 それでは、配合飼料価格安定緊急対策費補助についてお聞きいたします。

13 億6,080 万円余が予算措置され、1 トン当たり2,000 円の支援ということで、畜産関係者からは大変ありがたいという声が寄せられています。早い執行をお願いしたいと思います。令和3年度の配合飼料価格の平均価格と令和6年度の価格の差額に対する支援であります。国の配合飼料価格安定制度基金でさらに2,000 円を上乗せした形でどれだけの差額か、負担増になっているのか、まずこの2点についてお聞きしたい。

○村上畜産課総括課長 まず、直近の配合飼料価格についてですけれども、令和4年10月をピークに低下傾向にあるものの、今年9月の価格は1トン当たり9万7,000円と、令和5年度の平均価格とほぼ同額となっているため、昨年度に実施した対策と同額の2,000円を上限とする補助を実施することとします。今年9月の価格についてですけれども、約9万7,000円と、本対策の算定基礎としました令和3年度の平均価格8万1,000円との差、約1万6,000円に対する補助金の比率としましては、約12%という形になります。

○高田一郎委員 国の支援と岩手県の2,000円の支援を行っても、まだまだ令和3年度までは届いておらず、かなり高どまりの中で引き続き厳しい経営が強いられているのではないかと思います。

昨年は畜産農家に対する粗飼料価格の高騰対策ということで、1頭当たり1万円の支援が行われました。ことしは、そういう支援がありません。先月末に中央酪農会議が酪農家に対してアンケート調査を行って、12月2日、新聞等でも報道されました。その中身を見ると、6割の酪農家が赤字で、8割が経営環境の悪さを実感し、過半数の酪農家が離農を検討しているという、大変ショッキングな調査結果となりました。こういう厳しい状況の下で、今回昨年に引き続き酪農家に対する1トン当たり1万円の支援をできなかった理由と酪農家の今の経営状況をどのように把握しているのか併せてお伺いしたいと思います。

○村上畜産課総括課長 酪農家への支援についてですけれども、畜産経営におきます資材高騰対策としては、畜産物を生産する上で配合飼料は必要であります。酪農、肉用牛経営など畜産全体に関わる配合飼料価格上昇分の影響緩和対策に加えまして、畜産の情勢に応じて緊急的な支援が必要と考えております。

岩手県が令和5年度に措置しました酪農経営支援緊急対策事業費補助は、粗飼料購入価格の上昇分を支援するものでありまして、直近の購入粗飼料の価格は令和5年度の価格と比較しまして低下しておりまして、また生乳の取引価格は令和4年に続き、令和5年にさらに引き上げられております。

一方で、和牛繁殖経営では子牛価格の低迷等に加えまして、国のセーフティーネットによる補給金等が支払われても、なお生産費が保証基準価格を上回っているなど、収益が大幅に減少しまして、厳しい経営環境に置かれていることから、緊急的な支援が必要と考えまして、本臨時議会におきまして和牛繁殖経営支援緊急対策事業費補助を提案したところでございます。

○高田一郎委員 粗飼料価格については、昨年よりも下がっているという説明でありましたけれども、私は酪農経営自体は、大変深刻な状況にあるのではないかと思います。酪農家の経営状況がどれくらい厳しい状況にあるのか岩手県は把握されているのか、あるいは近年の酪農家の離農状況がわかればお聞きしたいと思います。

○村上畜産課総括課長 酪農経営体数につきましては、令和6年2月1日現在約700戸で、令和2年と比べまして約2割減少しております。その減少要因といたしましては、高齢化、後継者不足が約4割、従事者の事故、病気、死亡が約2割、経営不振、悪化が約1割など

となっております。

○高田一郎委員 最近県内のある畜産農家、酪農家に聞き取り調査を行ったのですが、国はどちらかというとも規模拡大といいますか、頭数をふやせということですとやってきました。結果として、規模が大きい酪農家ほど経営が厳しいのではないかと思います。県内のある酪農家は、クラスター事業の償還もあって、昨年4月から月150万円の返済をしなければならず年間1,800万円です。その分の購買未収が減らない状況です。なかなか粗飼料や配合飼料の返済まで回らず、しかも餌以外の諸資材が高騰して、ビタミン剤、電気、水道、輸送代、資材代含めて昨年と比べて1頭当たり1万5,000円の経費アップという状況で、大変厳しいというお話を聞きました。

一方では、30頭ほど飼育している酪農家は、経営は健全だと、借金はないとのことですが、将来の投資などを考えるときに、展望が持てずに今がやめる時期だと、やめざるを得ないとのこと。恐らく先ほど村上畜産課総括課長が言った離農というのは、どちらかというとも経営は比較的健全な酪農家ほどやめていく状況になっているのではないかと思います。

粗飼料価格が昨年と比べて下がっているから、今回さらなる支援策が打ち出せなかったわけですが、支援策が必要ではないかと思いますがいかがですか。

○村上畜産課総括課長 岩手県では、昨年度農業改良普及員が全酪農家を調査いたしまして、その中でいろいろなお声をお聞きしまして、中でも自給飼料増産の話、乳質改善や乳量アップの話もありました。

高田一郎委員がおっしゃったとおり、経営の改善についていろいろと相談を受けている中で、農業改良普及センター、JAや市町村などと連携したサポート事務の中で、やはり緊急的な支援のほかにも自給飼料の増産対策であったり、乳量をふやす取り組み乳質を改善する取り組みなどの技術指導がやはり必要になってくると思っております。

その中でも、農業改良普及員やサポートチームを中心として生産性向上の取り組みを進めるほか、自給飼料の増産や飼料増産するためのコスト低減もしっかりと指導しながら、生産者に寄り添った技術指導等をしていきたいと考えております。

○高田一郎委員 今村上畜産課総括課長がお話したように、昨年は全酪農家を回って経営実態を把握したり、技術指導したりと、そういう努力をして、いろんな改善がされてきた酪農家は、そういう岩手県の対応に非常に感謝しているようでありました。引き続き、酪農家に寄り添ったきめ細かな支援をお願いしたいと思います。

今回和牛繁殖経営支援緊急対策補助金ということで7,185万円予算計上されて、1頭当たり3,000円の新しい事業として導入されました。これを単純に割れば、2万3,950円程度になります。これは、1年間の支援なのかどうかということと、これは先ほど生産費との差額を支援するのだというお話がありました。国の補給金制度などもありまして、それを補填し、さらに岩手県も応援して、生産費から比べるとどの程度落ち込んでいるのか。最近の市場の価格を見ても、50万円、採算ベースをかなり落ちて40万円台、中には30万

円というものもありますけれども、この辺の状況をどのように把握しているのかお聞きしたいと思います。

○高橋振興・衛生課長 和牛繁殖経営支援緊急対策費補助の補助対象についての御質問ですが、こちらの対象の経営体は、国の肉用子牛生産者補給金制度に加入している和牛繁殖経営体を想定しておりまして、令和6年度に販売した子牛、または自分の農場に保留した子牛を補助対象と考えており、令和5年度の実績から約2万頭を想定しているものがございます。

3,000円の試算の内容でございますけれども、和牛繁殖経営には国の制度によって保証基準価格56万4,000円と子牛販売価格との差額が補給分として支払われておりまして、令和4年、6年度は、さらに緊急対策として奨励金も最大3万円交付されている状況です。これらの国の制度によって、子牛1頭当たり59万4,000円が交付金等で支払われていまして、生産費がなお上回っているという試算で、生産費が60万円を若干上回っているという状況が試算されましたことから、その生産費の上昇分の一部を補助する考えで3,000円と補助金を算定したものでございます。

○高田一郎委員 3,000円の支援も大変歓迎されていますけれども、今高橋振興・衛生課長からお話あったように、なお国や岩手県が支援をしても生産費には届かないという状況です。先ほどの配合飼料価格の問題についても、なかなか制度的に十分ではない状況下で、結局国のさまざまなセーフティーネットを活用しても、畜産情勢というのは本当に厳しいということだと思います。

先ほど酪農家の離農状況のお話もあったのですが、岩手県は1,000件を切る中で、毎年40件前後の酪農家が離農、廃業しているという状況です。繁殖農家の数字はわかりませんが、恐らく同じような形で、坂を転がり落ちるように農家が減っているのではないかと思います。

そういう意味では、現在のセーフティーネットの拡充を行って、再生産を保証できるような価格政策に転換していかないと、本当に大変だという思いをしておりますけれども、やはり国に対してセーフティーネットの在り方を抜本的に見直すような対応を求めていくべきだと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○村上畜産課総括課長 国のセーフティーネットは、配合飼料価格の安定制度や子牛の販売については補給金制度といろいろありますけれども、岩手県としましては制度の在り方や制度の拡充など生産者が再生産可能となるような、そういった補填金や補給金の単価を上げるなど繰り返し国に要望してきたところでありまして、引き続き機会があるごとに要望していきたいと考えております。

○高田一郎委員 最後に、農業用水利施設のエネルギー化推進対策事業費補助について伺います。

今回3,200万円ほどの補正予算が措置されていますが、昨年も同様の対策が行われました。昨年の補正予算は7,000万円程度で、ほぼ半分以下となっております。その要因につ

いては支援の中身が違っているのではないかと思うのですが、この状況についてお伺いしたいと思います。

○東梅農村建設課総括課長 農業水利施設の電気料金の支援についてでございます。

今回の電気料金補助は3,200万円ということで、令和4年度からこの事業を実施しておりますけれども、令和4年度の実績は3,600万円、そして令和5年度の実績は5,500万円と低いわけでございますけれども、今回の補正予算要求に当たっては県内全土地改良区を対象に要望量調査を実施してその結果を踏まえて、それに対応できる金額を要求しているところでございます。

原因については、コスト縮減、省エネの取り組み等が定着して、通常の運営費の中で高騰分を吸収できると、そういった土地改良区がふえたからと考えております。

○高田一郎委員 今回も土地改良区での電気料金高騰に伴って強い要望もありましたし、私自身も求めてきましたので、予算計上されたことに対して、基本的には土地改良区からは大変歓迎の声が寄せられております。

昨年は、補助対象経費については、前年度との比較で、差額高騰分に対する7割とか2分の1とか、そういう助成を行ったのですけれども、いただいたことしの説明資料を見ますと、令和2年から令和5年ということで、平均に対する高騰分への助成という考え方で、この補助対象経費の考え方自体が変わっているのかと思います。それで予算額そのものも低くなったのかと思います。

これは、本来であれば昨年と同じような考え方で、電気料金が高騰する以前と比較して、その差額を支援するというのが本来の在り方なのですけれども、こういう形で考え方を改めて予算全体を抑制したことは、少し課題だったのではないかと思うのですが、その点についていかがですか。

○東梅農村建設課総括課長 今回の事業のスキームは、国の事業スキームをそのまま活用しているということで、その背景にありますのは、これまでの国の事業は前年に比較して高騰した部分を対象に支援するというものでありまして、令和5年度と令和6年度を比べて令和6年度のほうが電気代が下がっている事情もあって、基準になる額を令和2年度から令和5年度の平均としたものでございます。その辺は、岩手県も国の事業の仕組みを参考にしたものでございます。

○千葉盛委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長 御異議なしと認めます。

よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。